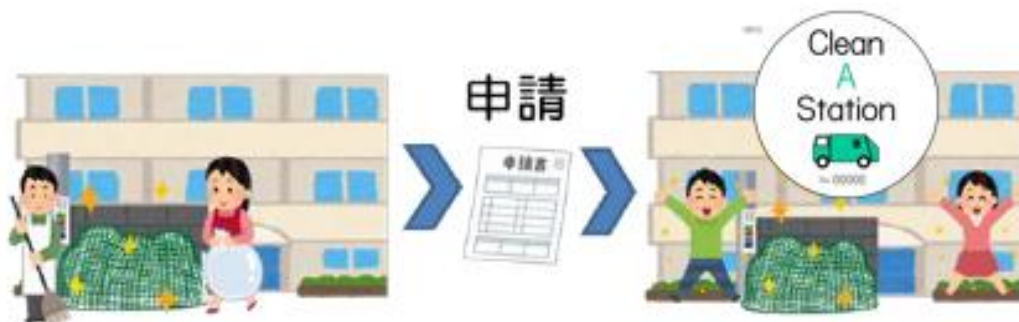


「優良管理ごみ集積施設」を認定します。

本市では、家庭系ごみの分別排出ルールを守り、適正に管理され他の模範となる共同住宅のごみ集積施設を「優良管理ごみ集積施設」として尼崎市が認定し、認定適合マークを掲出する制度をはじめます。

また、優良管理ごみ集積施設として認定し、尼崎市のホームページで紹介します。

清潔な状態が保たれ、居住者の皆さまが安心して気持ちよく利用できるごみ集積施設を目指して、優良管理ごみ集積施設認定制度の申請をしてみませんか？



○制度によるメリット

- ☆入居者の皆様のごみ分別やリサイクルの意識がさらに高まります。
- ☆ごみ集積施設の適正な維持管理につながります。
- ☆入居希望者が安心して居住できる環境づくりにつながります。
- ☆まちなみ美化による周囲の防犯対策（不法投棄等）につながります。

○実施日

令和5年4月1日から

優良管理ごみ集積施設認定制度



対象となるごみ集積施設は？

市内の共同住宅（２戸以上で賃貸・分譲は問いません）の同一敷地内に設置された専用のごみ集積施設で、１年以上継続して使用しているもの

なお、尼崎市住環境整備条例に基づく設置基準及び技術基準を満たしている必要があります。



申請方法は？

優良管理ごみ集積施設の認定を受けようとする共同住宅の所有者または管理者は、優良管理ごみ集積施設認定申請書を業務課まで郵送または持参してください。

申請書は尼崎市ホームページからダウンロードできます。

前項の規定による申請は、優良管理ごみ集積施設の認定を受けようとする日の２月前までに申請を行ってください。



認定基準は？

家庭系ごみの分別や排出の曜日・時間が守られている、清掃等によりごみ集積施設が清潔に保たれている、分別排出ルールが入居者の皆様に周知されているなどです。



尼崎市 経済環境局 環境部 業務課

〒６６０－０８４２ 尼崎市大高洲町２番地

電話 ０６－６３７４－９９９９／ＦＡＸ ０６－６４０９－１１９３

（家庭ごみ案内センター）

問い合わせ先：優良管理ごみ集積施設担当まで